

別 紙

土木施設維持管理委託（除草・剪定業務）における 最低制限価格の設定について

○土木施設維持管理委託（除草・剪定業務）における最低制限価格の算定式は以下のとおりとする。

● 予定価格算出の基礎となる次に掲げる額の合計額に、消費税相当分（100分の108）を乗じて得た額とする。

①直接工事費 × 75%

②共通仮設費 × 70%

③現場管理費 × 70%

④一般管理費等 × 30%

<算定方法>

①計算式により基準となる金額を円単位まで求める。

②上記で求めた基準となる金額に、係数 α （ $0.995 \leq \alpha \leq 1.005$ ）を乗じてランダム処理する。

③ランダム処理された金額を千円単位に丸め（千円未満切り捨て）、消費税相当分を乗じる。

○平成30年4月1日以降に入札公告（通知）を行う委託から適用する。